

富山市景観まちづくりアドバイザー派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な都市景観の形成を促進するため、富山市景観まちづくり条例（平成17年条例第227号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、景観まちづくりに関し、専門的観点から技術的援助を行う富山市景観まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例の例による。

(アドバイザーの依頼)

第3条 市長は、市民、事業者及び市が行う景観まちづくり等について、専門的な観点から助言を行うため、景観まちづくりに関して専門的な知識と経験を有すると認められる者に対して、本人の承諾を得たうえでアドバイザーを依頼する。

2 市長は、前項に基づきアドバイザーを依頼したときは、景観まちづくりアドバイザー名簿に当該アドバイザーの氏名、専門分野等を記載し、公表するものとする。

(アドバイザーの業務)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、専門的な立場から助言し、又は指導を行うものとする。

- (1) 市民又は事業者が行う景観まちづくりに関すること。
- (2) 市が行う景観まちづくりに関する施策の策定及び推進に関すること。
- (3) 市が行う公共事業の景観まちづくりに関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、景観まちづくりについてアドバイザーによる技術的援助が必要であると市長が認めるもの。

(アドバイザーの派遣申請)

第5条 アドバイザーの派遣を希望するものは、景観まちづくりアドバイザー派遣申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 アドバイザーの派遣は、原則として一の申請者につき、1年度内3回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、これを審査し、派遣が必要であると認めるときは、派遣するアドバイザーを決定し、書面により当該アドバイザーに業務を依頼するものとする。

2 市長は、アドバイザーの派遣を決定したときは、書面により申請者に通知するものとする。

(派遣結果等の報告)

第7条 前条の規定により、派遣の決定を受けたものは、派遣業務の終了後速やかに、景観まちづくりアドバイザー派遣実績報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(謝金)

第8条 アドバイザーが業務に従事した場合は、別に定めるところにより、予算の範囲内において謝金を支給するものとする。

(庶務)

第9条 アドバイザーに関する庶務は、都市計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。